

産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会（第3回） 議 事 録

日 時：平成27年3月26日（木） 10：00～12：00

場 所：経済産業省本館17階第1特別会議室

出席委員：

安井小委員長、指宿委員、岩崎委員、漆原委員、江越委員、大石委員、梶井委員、佐藤委員、白石委員、高村委員、土井委員、永田委員、東野委員、福岡委員、馬奈木委員、光成委員、村田委員、山崎委員、山口氏（春山委員代理）

議 事：

開 会	2
議 題	5
1. 昨年度のVOC排出抑制に係る自主的取組実績について	5
2. 水銀の大気排出の抑制について	16
3. 産業環境対策小委員会での今後の検討事項について	23
4. その他	37
閉 会	37

開 会

○高砂環境指導室補佐　　本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻を少し過ぎておりますけれども、産業構造審議会産業技術環境分科会第3回産業環境対策小委員会を開催いたします。

まず、開会に当たり、事務局を代表いたしまして、大臣官房審議官の三又より一言ご挨拶を申し上げます。

○三又大臣官房審議官　　皆様、おはようございます。着席のまま失礼をさせていただきます。

本日は、ご多忙の中、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。日ごろから経済産業行政にご理解、ご協力を賜りまして、大変感謝申し上げますところでございます。私どもは、経済産業省の中で環境政策を担当している部局でございます。諸課題に取り組む基本的な姿勢として、環境と経済の両立ということを大きな目標として、学会の先生方、専門家の先生方はもちろんですけれども、産業界とも十分な意思疎通を図りながら、適切な環境負荷低減対策の実現を図るべく努めているところでございます。

この小委員会におきましては、大気汚染、水質汚濁などのさまざまな種類の産業公害の防止策を初めといたしまして、企業活動全般にかかわる環境負荷問題の解決に向けた施策の検討を行っていただくことを予定しております。

本日は、この後、VOCの自主的取り組みの状況と、水銀に係る水俣条約の国内担保措置の議論、こういった最近のトピックについてもあわせてご議論をいただきたいと思っております。

VOCの排出抑制につきましては、この小委員会でこれまで自主的取り組みについてご議論やご評価をお願いしてきたところでありまして、産業界におきます不断の努力はもちろんのこと、この小委員会の先生方に適切にご評価をいただいた結果、これまで排出抑制が着実に進んでいるところでございます。後ほど詳しいご説明をさせていただきますけれども、平成12年度には約50万トンあった排出量が、直近の平成25年度では19万5,000トンということで、61%強の削減が実現しております。引き続き今後も自主的な取り組みが着実に進んでまいりますよう、本日もしっかりとご議論、ご評価をお願いしたいと思いますと思っております。

また、水銀に関する水俣条約の関係で、現在開かれております通常国会に水銀による環

境の汚染の防止に関する法律案、それから、大気汚染防止法の一部を改正する法律案が提出をされております。今月の10日には閣議決定をされて、国会の審議を待っているところでございますけれども、既に諸外国10か国でこの条約の批准が行われておりまして、担保措置の具体化が進展をしております。

水銀の大気排出抑制につきましては、排出規制と自主的取り組みとを適切に組み合わせて国内対策を講じていくという方針で、これは環境省さんとも相談をしながら進めているところでございまして、この小委員会におきまして、水銀のこれまでのVOCとあわせまして、水銀の大気排出抑制に関する事業者の自主的な取り組み、これはこの条約の国内担保措置の一環として枠組みが新しく導入されてくる予定でございますが、その自主的取り組みについても、議論や評価を行っていただくことが必要ではないかと私どもは考えておりまして、その辺についてきょう事務局のほうからご説明をさせていただき、ご議論をいただきたいと思っております。

本日は私どもの取り組みの一旦をご紹介させていただくにすぎませんけれども、環境と経済の両立を念頭に置いて、環境負荷低減に向けた取り組みを着実に推進していくということにつきまして、先生方には高い視座からの活発なご議論をお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高砂環境指導室補佐 次に、第2回小委員会からの委員の変更についてご紹介をさせていただきます。

まず、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・環境委員長の大石委員でございます。

大石委員から一言ご挨拶をいただけると幸いです。

○大石委員 初めまして。大石と申します。今回、こちらの委員を拝命しまして、消費者の立場からいろいろ勉強させていただきながら意見を出していければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高砂環境指導室補佐 次に、一般社団法人日本経済団体連合会常務理事の根本委員でございます。根本委員は本日は所用によりご欠席でいらっしゃいます。

次に、日本商工会議所産業政策第二部長の間部委員です。間部委員も所用によりご欠席でいらっしゃいます。

次に、独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター参事官（制度企画調査担当）の村田委員でございます。

村田委員からは、一言ご挨拶をお願いいたします。

○村田委員 N I T Eの村田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高砂環境指導室補佐 では、よろしくお願いいたします。

なお、亀谷委員、崎田委員、馬場委員、原田委員は、本日は所用によりご欠席でいらっしやいます。

また、春山委員の代理として、一般社団法人日本化学工業協会環境安全部長の山口様にご出席をいただいております。

本小委員会の委員総数は25名でございます。本日は19名の委員にご出席いただいております、定足数である過半数を満たしていることをご報告させていただきます。

以降の議事の進行は、安井小委員長をお願いいたします。

○安井小委員長 皆様、おはようございます。

この小委員会は余り頻繁に開催しているものではございませんで、年に1回お会いをするという感じになることが多いわけでございますが、いろいろと皆様から有用なご意見をいただいておりますので、本日もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○高砂環境指導室補佐 本日お手元にお配りしている資料は、資料1～資料4と参考資料1～参考資料3になります。

不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

議 題

○安井小委員長　よろしゅうございましょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。

お手元の議事次第をご覧ください。先ほどお話がございましたように、最初の議題はVOC、2番目が水銀でございますが、3番目に今後の検討事項ということで比較的一般的な議論をいただける時間が用意されておりますので、このあたり、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(1) 昨年度のVOC排出抑制に係る自主的取組実績について

それでは、1つ目の議題でございますが、昨年度のVOCの排出抑制にかかわります自主的取り組みの実績につきまして、事務局からご説明をいただき、議論をしてみたいと思いますので、お願いします。

○橋森環境指導室係長　それでは、お手元の資料2をご覧くださいと思います。あわせて参考資料1でございますが、各団体から出てきております実績の個票がございますので、それもあわせてご覧くださいと思います。

それでは、資料2をご覧ください。VOC排出抑制に係る自主的取り組みのフォローアップ、昨年度の実績でございます。

1ページ目でございますが、参加団体でございます。下にご書いてございますとおり、昨年度の実績につきましては、40業界団体、電機・電子業界は4団体合同でございますけれども、状況報告がございました。昨年度は41団体でしたので、1団体減少してございます。

2ページ目、これまでの本取り組み開始からの団体数及び参加企業数の推移でございます。

昨年度は7,938の企業にご参加いただいておりますので、今年度は430企業ほど減少しております。原因といたしましては、企業の統廃合であるとか会員数の減少などが上げられております。

3ページ目、自主的取り組みにおける全国のVOC排出量でございます。先ほど審議官の挨拶にもございましたが、基準年であります平成12年度は50.2万トンでございましたけれども、直近、平成25年度に関しましては19.5万トンで、30.6万トン削減いたしました。

削減率は61.1%となります。

先の平成25年4月12日の第11回産業環境リスク対策行動ワーキンググループのほうで、自主的取り組みのVOC排出量については、5年後または3年後に少なくとも平成22年度比で悪化しないように取り組んでいくことが望ましいとなっておりますので、平成22年度には22.4万トンに対し悪化していないかどうかという観点から見ていきますと、平成22年度比では2.9万トンほどの削減、削減率でいえば12.8%の削減ということで、悪化しないように取り組むということであったのですが、削減が大幅に進んでいるということが確認できるかと思います。

4ページ目ですが、先ほどのVOCの排出量を業種別に細かく見ていったものでございます。全体の傾向としては、平成12年度比では大幅に削減、先ほど申しあげました平成22年度比でも削減という傾向は見てとれるかと思います。ただ、一昨年度、平成24年度比では、一番上の印刷関連であるとか、2番目の輸送用機械器具製造業のあたりが昨年度よりは若干増加しています。

それぞれ原因を各団体の個票のほうから確認をいたしましたところ、例えば、輸送用機械器具製造業の中の自動車工業会でございますが、参考資料1の16～17ページでございます。自己評価の欄をご覧くださいますと、原単位と呼ばれている塗料を塗る面積当たりのVOC排出量は減少傾向にある、一方で、生産量のほうが増加をしてしまったということがありまして、トータルとしては増加をしております。ただ、塗装面積は5.6%増加しているにもかかわらず、排出量は3.6%増ということで、排出量の増はかなり抑えられているのかなと思っております。

それから、今の取り組みは平成22年度比ですが、平成20年度比では6つの団体が増加となっております。これは先ほど申しあげましたとおり、3年または5年ということで、今回はちょうど3年目に当たりますので、中間的な位置づけにはあるのですが、それぞれの団体を同様に見ていきますと、1つ目は軽金属製品協会、参考資料1の42～43ページでございますけれども、平成22年度比では少し増えていて79%増となっておりますが、こちらでも自己評価を見ますと、最近の3年間で都心の再開発等ビル物件の受注は増加傾向にあり、それに伴って使用量、排出量とも増加傾向にあるということです。ただ、一方で、関連業界と連携しまして、「粉体塗装」の普及の取り組みを進めておりまして、「粉体塗装」の採用が進んでいるということが書かれています。

もう1つご紹介したいのが日本接着剤工業会で、52～53ページですが、こちらも平成22

年度比で12%増でございます。同様に、自己評価を拝見しますと、接着剤全生産量と市場ニーズによる溶剤形接着剤の増加などが原因で、こちらの団体もVOC削減の取り組みが進んでおりまして、溶剤形接着剤の低溶剤形への移行、水性形への置きかえ、さらに、4 VOC基準適合製品——これは接着剤工業会が自主管理製造として表示制度を作っているのですが、そういったことを推進していくということで、削減に取り組んでいるということでございます。

それでは、資料2にお戻りいただきまして、5ページ目はそれをグラフ化したものでございます。

6ページ目、地域別でVOCの排出量を見たものでございます。中部地域だけが、昨年度より若干ではありますが、増となっております。こちらも個票で確認をいたしますと、日本自動車部品工業会というところが中部地域では少し増加していますが、全体としては削減しておりますので、地域のバランスが動いたものとなっております。

7ページ目、物質別のVOC排出量でございます。先に8ページ目のグラフを見ていただきますと、赤色のものがトルエンでございまして、トルエンに関しては順調に下がっていますが、全体としては横ばいもしくは若干の増となっております。物質別に関してはかなり削減が進んでおりますので、例えば酢酸エチルであるとかメチルエチルケトン、メチルアルコール、ノルマル—ヘキサンのようなものに関しては、若干ではありますが昨年度から増えておりますけれども、全体の傾向としては、12年度比からみれば大幅削減、平成22年度比からしても削減という傾向が見てとれるかと思えます。

その後、9ページ目に付表1としまして各団体の個別の数字、12ページ目の付表2は業種別の細かい数字、13ページ目に地域別各団体の数字を載せております。最後の17ページ目には各物質ごとの推移の数字でございますので、ご確認いただければと思います。

以上、昨年度の実績でございます。

○安井小委員長 ありがとうございました。

それでは、まず、ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

こういう場でかなり視野を広くもたなければいけないものですから、できましたら、名札を立てていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

さまざまなご意見をいただいてもよろしいと思いますが、もし共通のことであれば、先ほど申しました議題3の今後の検討事項のところでも結構でございますし、また、今のところでも結構でございますので、適宜、よろしくお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○山崎委員 1 団体、登録の団体が減っているのですが、その団体さんの脱退理由をお聞きしたいのと、VOCがPM2.5の原因になるということなので、いつもここで気になることは、ガソリンの注入口の問題が、環境省も対策をとるという情報をいただいています、ぜひそこをこれから自主的に何とかしていただければなと思っておりますので、その進みぐあいなどがもしわかるようでしたら、お話しいただきたいなと思っております。

石油協会のほうのお話で聞いたのが、災害時にも、注入口が合わなくて、せっかくもっていてもなかなか供給できなかったというお話も聞いておりますので、ぜひそこは統一した方向に向かうように望んでいますので、その辺も少しお話しいただければなと思っております。よろしくお願いします。

○安井小委員長 ありがとうございます。

○橋森環境指導室係長 質問が2つあったかと思います。

まず、1つ目についてですが、1 団体減った原因でございすけれども、日本溶融亜鉛鍍金協会がございまして、こちらの団体は、これまでの実績から申し上げますと、もともと平成12年度が101トン、直近、平成24年度が54トンということで、ほぼ半減を進めておりました。

この団体に脱退理由をお聞きしましたところ、もともと量もそれほど大きくない中で、自主的取り組みというのは負担が大きいということもあって、自主的取り組みに関しては引き続き努めていくけれども、集計なども含めると、削減が進んでいることもあり、辞退させてほしいということを聞いております。

2つ目の問いに関しましては、後刻、微小粒子状物質のことをご説明させていただく機会がございすので、先ほど安井小委員長からもございましたけれども、議題の3とあわせてご回答させていただく形でよろしいでしょうか。

○山崎委員 はい。

○安井小委員長 それでは、後ほどということで。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員 ありがとうございます。議題3の今後の検討事項にかかわるかもしれませんが、2つございます。

1つは、先ほどのご質問にもかかわりますが、幾つかの業界のところの個票を拝見したときに、加入率がなかなか上がらない、あるいは、一種のアウトサイダー化の現象が起き

ているところがあるといった記載を拝見いたしました。自主的取り組みに参加してくださっている業界あるいは個社のところは、恐らく着実に取り組みを進めてくださっていると思うのですが、その外側のところがどのようなになっているかというのは、業界さんだけにお任せするわけにはいかないように思っておりまして、1つには、規模観——排出量の見積もり、予想、そこをどうするかというのは大きな課題になっているように思っております。これはむしろ今後の課題ということかもしれません。

2つ目は、こちらを先にご質問すべきだったかもしれませんが、参加企業数が前年度と比べても5%ぐらい削減、400社ぐらい落ちているということで、企業の統廃合も個票のほうで拝見いたしましたが、かなりの減少のように思いましたので、この実態がどのくらいおわかりか、お尋ねしたいと思います。これは冒頭に申し上げました自主的取り組みの外側に出たアウトサイダーが逆に増えているとすると、何らかの対処が必要かと思いたしたので、その点からご質問させていただきます。

以上です。

○安井小委員長 お答えはできますでしょうか。

○橋森環境指導室係長 ご質問を2ついただいたかと思います。アウトサイダーの話と参加企業数の減少でございます。

参加企業数の減少の件でございますが、我々のほうで個票を確認しましたところ、先ほど430社減少したという中で、1つは、日本印刷産業連合会さんのところが約250社減少しております。その他は微増微減のものでございます。日本印刷産業連合会さんについては、まさに企業の統廃合と聞いております。数字自体も、12年度ベースに集計をし直してしっかりとやっています、団体数の増減なども加味した考えで集計しています。

それから、回答が前後しましたけれども、アウトサイダーの件でございます。こちらは前回の小委員会の際にもご説明させていただきましたけれども、我々はセミナー等を開催させていただいております。今年度に関しまして、関東圏、関西圏、中部圏、中国圏の4つの地域におきましてセミナーを開催しております。こういったところで、参加をしていないような企業さんにも積極的にこういうことに関して取り組みをお願いするとともに、これも昨年ご紹介しましたが、産業環境管理協会というところにVOCの自主的取り組みを支援するための窓口を設置しておりまして、そういった窓口を通じまして、仮に団体に加入していないところに関しまして、積極的に参加できるような態勢を整えております。こういった取り組みは、今回ご紹介しませんでしたけれども、今後も引き続き行っていき

たいと考えております。

○安井小委員長　よろしいでしょうか。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　視点は似ているのですが、今までのご発言と同じように、自主的取り組みに参加する企業をどうやって今後ふやしていくかということについての取り組みについて、どうということをお考えか、ちょっと疑問に思っております。

金融庁は、今年の３月に、コーポレートガバナンスコードというものを発表しまして、企業は自主的に取り組みをするか、また、それをしない場合には説明をするという、説明責任を果たすことによって、企業の活性化と社会貢献を同時に果たしていくことになっていると思います。

そういう意味でも、こういう自主的取り組みに参加している会社は参加している、参加していない場合にはその理由をということで、上場企業については、そういう責任を果たしていくことを促進されてはいかがかと思います。

以上です。

○安井小委員長　ありがとうございました。大変重要なご指摘だと思います。今のご提案は、やはり説明責任までは果たせということですね。今後重要な課題になると考えておりますが、経産省のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。資料２のトップの参加団体数というのをみると、それぞれの業界によって物すごく数に差があつて、ということは数が多いところは多分小さな事業者さんがたくさん入つていらつしやるし、数が少ないところはもしかしたら大きいところなのか。これからもっと減らしていこうというときに、大きな企業がドンと減らすのと小さな企業が少しずつ減らしていくのとは、同じ方法ではないのではないかなと思ひますので、小さな企業で対策がとりにくいところがもっと対策がとれるような方策を考えていただければいいのかなというのが１つです。

それから、７～８ページの物質別のＶＯＣの削減ですけれども、これはトルエンがすごく下がつていて、でも、ほかの物質はトルエンほどではないと。もしこのトルエンが、例えば、シックハウスなどで消費者側の声があつてもしこれだけ減つているのであれば——そうではないのでしょうか、予想なのですけれども、需要者側との連携みたいなものがこの物質の削減と関連づけられるのかどうか、その辺を教えていただければと思ひます。

以上です。

○安井小委員長　お答えは、中小企業対策とトルエンということで、難しいかもしれませんが、何かお答えができればしていただいて、そうでなければ、ほかの委員のご意見を伺うということで。

○指宿委員　中小企業のほうはかなり難しい話なのですが、トルエンのほうは、トルエン自体がかなり話題になっていて、それを減らそうということはかなり一般的になってきていると思います。それに対応して、トルエンをほかの溶媒にかえるということはいろいろなところでやられている。

例えば、酢酸エチルが若干増えていますよね。これはトルエンをある程度酢酸エチルに変換したということが事実としてはあるので、そういうことが出ている。ただ、酢酸エチルもそんなに増えていないので、そういう意味では使用量も減らすということで頑張っているのではないかなと思います。いろいろな溶媒について、そういう動きはあります。

○高砂環境指導室補佐　中小企業がやりやすいようにすべきというお話ですが、先ほど橋森のほうからのお答えの中で入っていたのですが、産業環境管理協会のほうで相談窓口を、無料で設置をしまして、この広報が十分かというご指摘はややあるかもしれませんが、そういうツールは用意をしております。私どもの方でも、地方にも経済産業局という支分局がございますので、そこを通じつつ、なるべく宣伝をしていくようにしたいと思っております。年度事業の中でセミナーを開催したりするときにはその情報も差し上げるようにしておりますので、今後のやり方を少し考えたいと思います。

○橋森環境指導室係長　細かいことで1点だけ補足させていただきますと、物質別のVOCの削減量の件でございますが、直近では横ばい傾向でございますけれども、いずれの物質に関しましても、平成12年度から比べると大幅な減で、6割以上、多いところでは、先ほどのトルエンでいえば79%ですし、それ以外のものに関しても8割近く削減しているものもございます。

その中で、炭化水素類だけが削減率が35%と低いようにみえるかと思いますが、炭化水素類というのは結局は何かと申し上げると、石油系のものございまして、個票で申し上げますと、石油連盟さんのほうで集計しているものがほとんどになってございまして、これはもとが石油ということもございまして、削減は難しい中、これだけいろいろな対策を講じながら、35%まで削減をしていると。具体的には、タンクのフタなどの整備等も充実しまして35%の減ということでございますので、その点だけご報告させていただきます。

○山口様（春山委員代理） 日化協の取り組みに関していいますと、VOCの中でも有害性の高いものが中心に削減が進むという傾向があります。それから、労働安全衛生法上の規制がかかりますと、そういったものも積極的に削減するということがありますので、一般的にいいますと、優先順位として有害性の高いものが先に削減が進むということになってきています。

それから、炭化水素に関してですが、日化協としては、長鎖の炭化水素は物質を特定しないで削減を進めているわけですが、これに関しては、物質は特定していませんので、途中からある物質を削減の対象に入れて、一旦は増えるという場合があります。ということで、取り組みが後退しているわけではなくて、前進した結果として、これまでとらえていなかった物質を削減の対象に加えるというケースが幾つかみられますので、そういう意味では、これまで対象になかったものが一旦加わって、見かけ上は増えるけれども、その後、削減するということもあるということです。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございます。この場というのは情報伝達の間でもあるのですが、できればそういうことが皆さんにもっと伝わってほしいという気もいたしますので、よろしくお願いします。

○土井委員 アウトサイダー全般の議論がいつも話題になって、逆に、非常に難しいということを如実に語っているところですが、高村委員のご指摘で、まず1点目は、では、アウトサイダーは排出量はどのくらいかというのは、実は指標があるんです。つまり、環境省が、全国の排出インベントリーをやっていますね。それを分母にして、ここでグリップしているのが組織化された自主的取り組みの集計ですから、それを分子にすれば、何%カバーしていますかというものはあるんです。それは実は30数%なんです。スタートのときはですね。ですから、アウトサイダーの重要性はその数値をみれば明らかで、日本全国の排出抑制の重要性というのはその数値が物語っていると。

ご指摘のアウトサイダーについては、長年、これは重要な案件であるということを認識した上で、象徴的には、指宿委員の所轄でございますけれども、先ほどございました産環協の中に支援ボードというものをつくって、組織化されたというのはある意味で産業界としては上部団体があるところへ報告していくという形をとっていますので、その上部団体がいないところについては、個別も含めて、そこで集計をするという取り組み案です。

ただ、これも2～3年は増えてくる傾向はあったのですが、そのままピタッととまって

しまして、それでは参加企業が増えているかというのと、増えていないんです。ただ、これは私の感想のような話なのですが、本年度も、全国の地方局でセミナーを開催しますね。これはスタートのときは、各地方局、どさ回りのごとくやりましたが、今はもう年1回のような形で各地方局はやっているのですけれども、これの集客力を見て欲しい欲しいですね。つまり、聴講のメンバーの数字がかなり高いんです。昔からある意味です。ですので、中小の皆さん方もかなり高い関心をもってこれに臨むという姿勢は変わらないんです。

ただ、自らのビジネスの中で果たしてそれだけの対策やエネルギーをかけられるかというところについて、低コストでとか、私どもは洗浄ですので、ふたを閉めるとか、マニュアルどころかいろいろなことをやりましたけれども、それがどこまで浸透して、その数値がどれだけの効果があったかという検証ができていないんです。ただ、関心が高いということは、聴講していただく方々の各地方局の数字の推移をみていただくと、かなりの関心をもって皆さん臨んでおられるという一つのあかしになるのではないかと思います。

○安井小委員長　今後、データがもし出るようであれば、後日でも結構でございますので、ご検討いただきたいと思います。

それでは、梶井委員、馬奈木委員、光成委員の順番でお願いします。

○梶井委員　この図1の過去のトレンドが一番重要な絵になるのかなと思ってずっと拝見していたのですが、平成22年度を一つの基準として、そこから悪くならないようにという観点で毎年の推移をみていくというお話であったと思うので、そこについて少しお話をさせていただこうと思います。

22年度からもう大分搾り取ってあるので、その後はほんの少しずつ変わっていくような状況を精密にみていこうということなのだろうと思うのです。そういう観点でみたときに、例えば、24年度と25年度で参加団体が430減りましたというときに、その430はその1年前にはどのくらい出していったので、全体の中でいうとどのくらいを占めているとか、少し精密なことをやると、もう少し正しい情報になる可能性がある。つまり、母数がどんどん変わっていく中で、トータルだけをみても精密なことはいえないということだと思います。

もう1つは、経済が発展していくと、その中で、企業努力はしているけれども、トータルとしての排出量は増えてしまうということもきっとあるだろうと思いますから、そういったことをインデックスの中に取り込みながら、企業努力がよくわかるような形でこうい

うところにはアピールできるような、今ちょっと思いつかないのですが、そういうグラフ化をすると、非常に説得力のあるものになるのかなと思ったので、コメントいたしました。

○安井小委員長 ありがとうございました。極めて重要なご指摘かと思えます。

では、馬奈木委員、お願いします。

○馬奈木委員 これまでの議論とも少し関連するのですが、表 1、表 2 からみても、1 社単位当たりでは過去 5 年は排出量は大きく変わっておりませんので、全体だけの議論からはみえないものも多いと思います。

それで、今ちようどご提案がありましたような問題もありますので、実際にはデータの分析をすることでみえることも多いと思うのです。具体的には、経産省のほうで、従業員 50 人以上のところであれば、事業所ごとの販売量とか売り上げのデータなどもありますので、実際の経済活動のデータとこの自主 V O C 絡みの排出量のデータなどを突き合わせて、コストパフォーマンス上、1 単位当たり減らすのに幾らぐらいかかったのかというトレンドをみることができると思うのです。それをみることで、負担が大きな企業ではどれくらい、または、比較的中規模ではどれくらいということもみれると思います。

そのプロセスを重ねることで、より小さな会社は対策し得るのかどうかとか、または、漏れた企業はどういう行動だったのかということもみながら、議論をサポートできればいいのではないかと思います。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、光成委員、お願いします。

○光成委員 私も関連することなのですが、排出削減の寄与度というのを参考資料 1 の各業界さんのほうで排出抑制に貢献する対策等というところに、原材料の変更とか削減とか、設備の導入、オペレーションの変更とか、幾つかの分類ができるのかなと思っておりまして、こういったものを一覧にさせていただいたり、物質別にどういう抑制対策が効果的だったかというのを整理していただけると、次の対策にもつながりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、東野委員、白石委員の順番で、どうぞ。

○東野委員 排出量は何%減っている、何トン減っているということは、この数字でよ

くわかるのですが、ただ、国民にとっての一番の関心事は、それによって人へのリスクがどのくらい下がったのかということ、また、企業や業界の方にとっては、自分たちが費用をかけただけの効果が本当に出ているのかというところは非常に興味がある部分でございまして、そのあたりの説明責任を果たしていく必要があるのではないかと考えます。

それで、先ほどもお話に出ましたように、物質代替によって必ずしもリスクが全体的には下がっていないようなケースも中にはあるかもしれないということもございしますので、まずは、今、定量的にリスクがどれぐらいで、どれぐらい下がったのか、また、その下がったリスクというのはトータルで本当に下がっているのかということの評価していく必要が将来的にはあるのではないかと考えます。

○安井小委員長　多分、議題の3でいろいろとご議論いただくような課題だと思っております。

では、白石委員、お願いします。

○白石委員　VOCの自主的取り組みということで、化学物質の管理とは少し離れているところだと思うのですが、個別の物質をみてみますと、例えば、日化協さんも、有害性のあるものから削減していくようだというもおっしゃっていますが、VOCと化学物質の管理という観点からこのデータを眺め直してみてもいいかなと考えております。

例えば、17ページにクロロエチレンというのがございますけれども、これは化審法というところの優先評価が、化学物質から一般化学物質になったということで、さまざまな施策が行われていて、管理が行き届いているこれをこれからも継続していきましょうねという、そういう観点から一般になったと思いますが、その削減量をみてみると、若干減っているということもあって、こういう取り組みを継続していただきたいと思います。

それから、化学物質の管理の観点からもう一度このデータを眺め直していただけたらというご提案でございます。

○安井小委員長　ありがとうございました。

では、永田委員、高村委員の順にどうぞ。

○永田委員　2点ございます。議題3にちょっと関係してくるところかもしれませんが、1点目は、多分これから景気が上向いて、排出量が増えてしまう局面に入っていくのではないかとされます。そうなったときに、これまでは産業界の努力の説明の方向性として、ずっと劇的に減らしてきて、その後、ふやさないということの一つの目標としてやってきたと思うのですけれども、これからは排出量のトレンドがちょっと違ってくる

可能性があるのではないかと思います。

そうなりますと、これまでほかの委員の方々からもご指摘がございましたように、量の問題と経済活動の指標とを組み合わせた原单位的なものを国民に対してご説明の軸とされることが必要なのではないかというのが1点目でございます。

2点目は、今までほかの先生もご指摘されたのですが、排出量をこういう減らす視点としては、VOCで大気汚染につながるという視点で減らすこととともに、毒性という視点で減らすということがあると思うのです。ですから、この結果を国民に対してご説明をされるときも、大気汚染、光化学オキシダント、PMという視点とともに、減らす側の企業としては、労働安全、あるいは毒性の視点も考えて削減をしているということが説明の軸として必要なのではないかと思います。

済みません、繰り返しになってしまいましたが、意見でございます。

○安井小委員長 ありがとうございました。

高村委員、どうぞ。

○高村委員 先ほど申し上げ損ねてしまいましたけれども、まず、土井委員のほうから非常に有用な情報をいただきまして、どうもありがとうございました。

先ほどから、梶井委員ですとか馬奈木委員のほうからあったご意見に沿った形ですが、1つ、今回、個票の中に、法規制対象施設の内訳を入れていただきたいという要望を反映していただいた個票をつくっていただいております。この点、本当にありがとうございます。ここの点も、手法というのがどういう対象に対して有効かをみるときに非常に重要な情報だと思っておりまして、その意味では、ぜひご参加の業界のところに、ここについては今後また入れていただくよう、お願いをしたいという趣旨でございます。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

一通りご意見をいただいたようでございますので、事務局はかなり宿題をしょってしまいましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

(2) 水銀の大気排出の抑制について

○安井小委員長 では、よろしければ、次に移らせていただきたいと思います。

議題の2でございます。ご存じのように、水銀の条約ができまして、水銀の問題でござ

います。水銀の大気排出の抑制についてということで、事務局からのご説明をお願いします。

○高砂環境指導室補佐　それでは、私のほうからご説明させていただきます。

水銀に関する水俣条約につきましては、2010年から国連環境計画の管理理事会に設置された政府間交渉委員会において交渉が行われた結果、2013年10月に熊本で開催された外交会議において全会一致で採択され、日本を含む92カ国地域が条約での署名を行いました。

この水銀に関する水俣条約を今後日本が締結するために、条約の内容を国内で担保する必要が生じまして、条約の内容別に、産構審と合同でやったところもありますけれども、中環審の3つの部会で議論され、それぞれ報告書や答申の形でまとめられております。

この結果、法律として、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案が3月10日に閣議決定されております。これら2つについて、資料3—1と3—2に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料3—1をご覧くださいと思います。こちらは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案となっており、この法案は、水銀に関する水俣条約に規定するもののうち、主に、日本の既存法では対応できない部分について規定をしていることと理解をしております。この法律は新法でございまして、産業構造審議会製造産業分科会と中央環境審議会環境保健部会の合同会合で議論された報告書の方針をもとに作成されておまして、経産省の担当は、当室ではなく、製造産業局の方で実は担当しているということでございます。

下の枠の法律案の概要をご覧くださいと思います。ここを簡単にご説明させていただきますと、まず、法第3条で、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することが規定されておりますけれども、これは条約第20条というところを受けているものと思われます。

法第4条では、水銀鉱の掘採を禁止ということでございますが、これは条約の3条の3を受けております。

法第5条～第18条では、特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じるという規定がありますけれども、これは条約第4条に書いてあるものであります。水銀需要については、横にグラフがありますが、照明ですとか計測機器、ボタン電池などに使われているものを指すものでございます。

それから、法第19条でございますけれども、特定の製造工程における水銀等の使用を禁止することを規定しておりまして、条約の第5条を受けております。これは、何か物をつくるときに水銀を使うケースがありまして、それを禁止するということでございます。

法第20条では、水銀等を使用する方法による金の採掘を禁止することを規定してまして、これは条約第7条を受けているということでございます。日本にはこういったケースはないのですが、途上国などに行きますと、小規模金採掘といって、水銀をまいてアマルガムにして、気体で飛ばして、砂金などを集めるということをやっているのですが、これが貧しい方の健康被害に非常につながるということで、条約で厳しく禁止されているということでございますので、これを国内法でもしっかり担保するということでございます。

条約第10条を受けたものとして、法第21条と第22条で水銀の貯蔵に係る指針を定めて、貯蔵する者に対して定期的な報告を求めることとしています。

法第23条と第24条では、水銀含有再生資源に関して指針を定めて、定期的な報告を求めることとしておりますが、これは条約第11条を受けているということでございます。この水銀含有再生資源ですが、条約上は廃棄物のカテゴリーに入っているのですが、日本の廃棄物処理法では対象とならないものを指してまして、具体的にいうと、非鉄金属の業界の皆さんがお使いになっています一次鉱から金属を採った後にスラッジが出るのですが、そのスラッジの中に水銀も入っていますし、銅などの元々の有用資源が実は含まれていて、それをもう1回使うのですが、そのときに水銀が入ったものを扱うものですから、対象になってしまうということです。よって、法律の中でも、「廃棄物」という言い方はせずに、「含有再生資源」という言い方をしているということでございます。

次に、資料3—2をご覧くださいと思います。こちらは大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要でございまして、中央環境審議会の大気・騒音振動部会水銀大気排出対策小委員会で議論された答申をもとに作成されているということでございます。同小委員会には、本小委員会の委員でもあります指宿委員、梶井委員、崎田委員が委員としてもご参加されて、活発な議論が行われております。

また、こちらは条約第8条で規定されている大気への排出部分の規定になりますので、経産省においては当室が担当しておりまして、環境省さんとは日々議論をさせていただいたということでございます。

法律の概要を簡単にご説明しますと、これまで我が国の大気汚染防止法においては、水

銀は有害大気汚染物質となる可能性のあるものとして位置づけられていたのですが、水俣条約を担保するためには、水銀に関する規制措置を規定する必要性が生じたということでございます。

具体的な施設をいいますと、「背景」の真ん中あたりに書いてございますけれども、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属（鉛、亜鉛、銅及び金）を製造する際の製錬・焙焼工程、廃棄物焼却施設、セメントクリンカー製造設備の5つの発生源を規制することと、この条約ではなっているということでございます。

このため、この法律の中でも、規制対象施設としてこの5つが指定されることになりまして、これらの施設の設置者は、届出、排出濃度の基準の遵守、水銀濃度の測定といった義務がかかることとなっています。

法律案の概要のところの（１）と（２）のところを今ご説明を差し上げたところです。

そして、（３）ですが、これらの5つの施設に加えて、要排出抑制施設の設置者の自主的取り組みという条項がございます。これは、鉄鋼製造設備を念頭に置いた条項でございまして、鉄鋼製造設備は世界においては全排出の２％で、このページの真ん中の枠の中にある円グラフをみていただきますと、小さく「製鉄２％」と書いてありますけれども、全排出の２％であるため、条約交渉の段階では、この段階で規制施設には入れないという国連での判断がなされたわけですが、しかしながら、我が国の水銀大気排出量においては、鉄鋼製造施設がセメント製造施設について、隣の表をみていただくと、２番目になってしまっているものですから、その取り扱いについてこの審議会でご議論されたということでございます。結論としては、規制対象施設ではないのですけれども、一般的な責務規定よりは１段階高い自主的な取り組みを行っていただくということで、条項として設定されているということでございます。

これらの法律でございますが、今後、国会でのご審議がなされることになっていまして、関係政省令については、後刻、具体的な議論が行われるということでございます。これには私どもも環境省さんとしっかりご相談をさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、我が国の条約の締結でございまして、本年の秋ごろを予定していると聞いております。条約自体は50カ国が批准して、90日が経過すると発効されることとなっています。現状では、早ければ来年にもという話を聞いていますが、これは他国の状況を見てみないと分かりません。条約が発効されてからこの法律が施行されるということにな

っております。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

○安井小委員長 ありがとうございました。

先ほどと同じような形で議論を進めてまいりたいと思いますが、まず、ご質問、その他ご意見等をいただきたいと思います。また札を立てていただければと思います。

では、馬奈木委員、お願いします。

○馬奈木委員 質問させていただきたいのですけれども、水銀も含めて、VOCの自主行動で何かアクションする際に、データやプロセスを理解していこうということなのでしょうか。

○高砂環境指導室補佐 この水銀の話とVOCの話というのは、物質が全く異なっていますので、切り離して考えたいということでございます。水銀についても、大気への排出については、今日ここに集まってくださっている委員の皆様方は大変お詳しい方が多いので、この中でご議論させていただくのが適切だろうと思っております。

産業界の方々もいらっしゃいますので、産業界のご意見も踏まえながら、産業界側としてどうかという話ができるといいのかなと思っております。

○安井小委員長 では、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 製品になってしまってから処理の仕方といいますか、消費者のもとに来るものとしては、蛍光管とか体温計などがあるのですけれども。もうないですか。製造が禁止されると解釈してよろしいのでしょうか。でも、蛍光管などはまだ続くと思いますし、それについての規制などはここには入らないということで、よろしいでしょうか。

○高砂環境指導室補佐 今の話は、資料3—1の法律の中に入ります。詳しいところは、実は別の課でここを担当しているので、それは調べてフィードバックさせていただきますけれども、条約上は、そういったものも、研究目的とか、医療でどうしても必要とか、血圧計などですとどうしても必要なケースがあるらしくて、電子的なものを使うと手術のときに問題が出るとか、そういう特殊なケースを除いては、基本的には使用を止めていくという方向になっていまして、多分、2020年ごろまでには製造を止めましょうという条約上の条項になっていたと思います。これは適当なことをいってはいけませんので、私の責任で担当に確認をして、後刻、お答えをさせていただきます。

○山崎委員 こちらでも調べることは可能なんですけれども。

○高砂環境指導室補佐 はい、済みません。

○安井小委員長　では、そういうことで、お願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　水銀についてですけれども、今回、大気汚染防止法を改正するということですが、この規制の基準値の考え方は、世界各国の基準と同じという考え方なのか、あるいは、その基準値の考え方について、条例で何らかの指針があるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この法律を施行することによって、どのくらいの排出量の削減が見込まれるかということについて、もし情報がございましたら、教えていただきたいと思います。

○高砂環境指導室補佐　まず、排出基準ですけれども、今後、省令の議論の中で決めていくことになります。したがって、今、何らかの指針があるのでしょうかということについては、ございませんということです。

それから、各国の基準の考え方というのも、法律の体系とか置かれている産業の状況とか、立地の状況なども違うので、これは国内でしっかり議論をしていく必要があるだろうというのは、経産省として思っているところでございまして、ここは環境省さんと今後しっかり相談をしながら、現状も踏まえて、要すれば、経済に余り影響が及ばないようにいたしますか、環境的には、日本の水銀排出量というのは、大気に出ているものは世界の１％しかございませんので、元々少ない中で、さらに先進国、あるいは水俣病を発症した国として、どうやって世界に範を示すかということを環境省さんのほうでお考えになられているわけですけれども、そういう取り組みの中で、不要に経済の発展に影響を及ぼしてもいけないので、その辺についてはしっかり議論をして決めていければということでございます。

あとは、どれくらい削減されるのかということでございますが、今申し上げたように、元々１％しか排出していませんので、世界の中では相当程度少ない状況でございまして、アメリカなどと比べても相当少ない状況ですので、それがさらに減るということについては、それは減ると思うのですけれども、ちょっとでも減れば相当減ったことになると思います。そういう方向で議論ができればと思っております。

○安井小委員長　これも次の議題の１つかもしれませんので、またそのときにお願いしたいと思います。

○山口様（春山委員代理）　今のどれくらい減るかということですが、基本的にわからないのですが、貿易に絡む制約がどう入るかというのが非常に大事でして、新規の

採掘を減らすだけで、かつ、貿易まで禁止してしまうと、国内の培った技術でうまくリサイクルを進めて、産業的にもいいものの影響まで取り除かれるので、そこがこういった法律の中で疎外されないようにできれば、経済的にもいいですし、環境の対策技術としての普及も見込まれるのではないかと思います。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

何かございますか。

○山口様（春山委員代理） この排出源の中で、廃棄物焼却施設ということでありますが、これは一般廃棄物が多いのか、産業廃棄物が多いのか。産業廃棄物の焼却施設は廃掃法に基づいて燃やすものを管理していますので、基本的には水銀は含まれていないと理解しているのですが、この内訳はどちらが中心なのかがもしおわかりであれば、お教えいただきたいと思います。

○高砂環境指導室補佐 廃棄物焼却設備の割合は、恐らく自治体がお持ちになっている一般廃棄物燃料法処理施設が多いと思うのですが、ここのデータは、済みません、環境省の専管事項になってくるので、環境省さんに確認しないとわからないのですが、後刻、調べてご回答したいと思います。

○安井小委員長 ぜひお願いしたいと思います。とにかく水銀というのは天然物なので、元素なので、ありとあらゆるところにありますし、石炭に入っているというのも、昔の植物に入っていたものがたまっているわけですから、そういう意味では実際に変な量が出ているわけです。

そのあたりの全体観がもう少しわからないと、議論しにくいかなという感じに私は今のご質問をとらえました。ですから、そのあたり、次回ができるかどうかわかりませんが、できるだけ正確な情報を……。水銀の排出量というのはバックグラウンドは大きくて、海底火山からの噴出量というのは莫大な量なので、そういうものをバランスよくデータとして理解をしていただくのがいいかなと思うので、もしできたら努力をしていただきたいと思います。

○高砂環境指導室補佐 先ほど佐藤委員からご質問があった件で補足回答させていただきたいのですが、参考資料2に中環審でご議論いただいた答申というのがございまして、その5ページ目をご覧くださいと、具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方というのも審議会のほうで議論をしていただいております。

この中でも、パラの２番目には、「排出基準は、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとする」ということを中環審のほうでもしっかりと議論をいただいておりますので、これに基づいてしっかりと議論をした上で、具体的な値を省令で決めるということで考えているということでございます。

○安井小委員長　佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員　はい。

○安井小委員長　ほかに何かございますでしょうか。

(３) 産業環境対策小委員会での今後の検討事項について

○安井小委員長　ありがとうございました。それでは次に移らせていただきまして、議題の３でございますが、先ほどから申しておりますように、今後の検討事項でございます。既に先ほど来、幾つかご意見をいただいておりますけれども、これからＶＯＣあるいは水銀、どちらもそうかもしれませんが、こういったものを考えるときに、どういう基本的な検討をしていくべきかということにつきまして、またご議論をいただきたいと思います。

東野委員に口火を切っていただくのがいいのかもしれませんが、例えば、ＶＯＣとＰＭ２．５の関係とか、中国などでのＰＭ２．５の中の有機物としては、天然物の割合が非常に多くて、アルファピネンのようなものがいっぱい入っていますよね。ですから、日本という場でＶＯＣというものをどう考えれば基本的によいかみたいな話とか、ＰＭ２．５のリスクというのは必ずしもよくはわかっていない。あれは完全にメディア増幅がかかっているんで、実際のリスクが何倍ぐらい怖いといわれているのか、そのあたりを含めて何らかの知見がもしおありであれば、口火を切っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○東野委員　まず、先ほど私もコメントさせていただきましたように、現時点でのリスクは、従来よりかなり減っていると思うのですが、それを定量的に評価し、国民に対して開示すべきであると考えています。その際、現在ある評価技術でできることと、それではできないことがございます。

現在ある評価技術では、例えば、ＶＯＣの個別の物質の発がんによるリスクを積み上げていって、これくらいリスクが昔ありました、今はこれくらい減りましたといったことは

できると思います。

しかしながら、副生成物ですとか、PM_{2.5}、オゾンといった二次生成で出てくるようなものについては、必ずしも現時点の技術では十分に評価できないということでございますので、一定の研究開発が必要であると考えています。ただ、現在の評価技術においても、粗い評価であれば評価することは可能だと思いますので、そういったものを使って、現在のリスクというものを評価して示していくということが肝要なのではないかと思います。

現在の技術でやることについては、例えば、シンクタンクさんなどをお願いすればある程度の、今、トータルのリスクはどれぐらいだということは出てくると思いますので、それでまず説明をしていくということはよいと思います。それと同時に、評価の精度とカバレッジの範囲を上げていくということもやっていく必要があるので、それはそれで研究開発を進めていくということも必要なのではないかと考えております。

○安井小委員長 ありがとうございました。

梶井委員、お願いします。

○梶井委員 大気のことについて少したくさん知っているので、お話をしたいと思います。今、リスクの評価の話がありましたけれども、PM_{2.5}の場合には必ずしも疫学的に毒性がこのぐらいだということがしっかりと評価されていない。PM_{2.5}というのは2.5ミクロンよりも小さい粒子のことをいうわけですが、その総量がこのぐらいあるとこのぐらい危ないだろうと、そのあたりで、何もしないよりはそういう基準をつくってとりあえず頑張っていこうということで始まっていると理解しています。

つまり、その中身が、VOCからできてきたものなのか、あるいは窒素酸化物のようなものが入っているのかによって、本当の意味での疫学的な毒性は違うだろうと思いますけれども、そこまで全く踏み込んでいない状態で、ただ、総量としてこのぐらいあれば健康被害が出るだろうということで、今の環境基準というのはできているという状況で、実は全然追いついていないと。けれども、何もしないのもいけないのでやりましょう、というのが現状ではないかと思っています。

それで、話は違うのですが、今、VOCのことで自分が思っていることを少しだけお話をしたいと思います。これはインベントリーとして、いろいろな業界からいろいろなVOCが出てくるのを非常に精密にはかっていただいて、私たちがデータとしてもっているのですけれども、果たしてこれが本当に大気に出たときに、どこまで知識として正しいのかというと、大気で観測をやっている立場でいうと、残念ながら、大気で観測しているとも

っともっとたくさんVOCが出てきていなければいけないという結論になってしまいます。

それで、先ほど安井委員長もおっしゃっていましたが、植物から出てくるVOCも、感覚的ですけども、半分ぐらいしか我々は把握できていません。プラス、人間活動から出てくるVOCも半分ぐらい——今まで幾つかの土地などで観測した感じではそのくらいだと思います。

私が申し上げたいことは、産業界はずっと努力して減らしてきたVOCが、大気の中でどのくらいコントリビューションしてきたかということをもう少し精密にはかれるようなことができたらいいなと本当に思っていて、それはいろいろな自治体で出しているVOCの観測結果のデータが昔からあるのですけれども、そういったものと精密に突き合わせをしながらみていくと、その変化傾向などをみると、産業界がどのくらい努力した結果このようになっているというのが浮き彫りに出てくるのではないかなと思っています。

それが全く見えてこないものだったら努力する意味がないという話になってしまうので、そうではなくて、しっかりみえる形になると、ますますもって頑張って削減していこうというモチベーションにもなると思うので、自分としては、今後のことといわれたのでお話ししているだけなのですが、今までの努力が大気中でどのくらいのレベルにまで削減が進められたのかというところがわかるような、研究者ベースの話かもしれませんけれども、そういうことを少しやってみたいなと思います。

以上です。

○安井小委員長　では、岩崎委員お願いします。

○岩崎委員　先ほど、VOCを削減してリスクがどれくらい解消されたのかということでの話がありましたけれども、そもそもVOCを減らそうという抑制対策の最初の目的は、光化学オキシダント濃度を下げることと、先ほどから出ているPM2.5をいかに下げていくかということだったと思いますが、それが10年やって30%以上減らして、どういう結果が出てきたかというところ、オキシダントは平成22年度のデータではそれほど下がらなかった。思ったようにはいかなかった。注意報の発令回数が思ったように減らなかった。

環境省のほうでその後ずっと検討会を開いて、今、これを議論していて、その原因をみつけているわけですけども、ここ数年、平成22年度の後、先ほど削減率が出ていましたが、3割ではなくて、50%程度下がってきた段階で、全国の注意報の発令回数を調べてみると、かなり下がってきている。ですから、3割ではなくて、5割以上下げないと、やはり下がってこなかったのかなと。これはある程度傾向が出ていると思います。ただ、PM

2.5に関しては、先ほどからいろいろ話がありますが、まだその検証は、環境省のほうでもまだ事業としてはスタートしていないのではないかと考えています。

このVOCの抑制対策のメリットというのは、私はそのほかに3つあると考えています。1つは、一般環境の私たちが吸っている空気の炭化水素類が、今、梶井先生からその対応がなかなか難しいという話がありましたけれども、総じて全ての物質について、それぞれの物質による差はあるのですが、環境もやはり5割程度減ってきている。これは地方自治体がかかっているデータ、環境省が委託してはかっているデータ、これをみてもいろいろな物質に関して下がってきている。それはVOCの中に発がん物質などもありますので、いいことかなと。

そして、残る2つのメリットは、経済産業省にも関係することですが、各工場の中の作業環境が目に見えてよくなっている。これは1つ上げられるのではないかと思います。もちろん、作業環境というのは厚労省の管轄だよという人もいるかも知れませんが、中小企業なんていうのは作業環境の空気が換気扇を通して外に出るわけですから、当然、環境省にも影響しますし、経済産業省にも影響することだと思います。

そういう意味で、各業界が作業環境をよくするために今シフトを切って、一生懸命努力をしている。これはすごくありがたいことで、私もいろいろな工場を見て回りますけれども、ほとんどにおいのしない印刷工場などがいっぱい出てきました。そういうことで、これはぜひ進めてほしいと思います。

もう1つは、経済的なメリットが一部出てきているところがある。これは大手さんが大きな蓄熱式の分解装置を導入して、何千万かかったというような経済的に負担をかけているところもあるけれども、全体的には、中小でも、例えば溶剤にふたをするだけで非常に経済的メリットが出てくる。それから、産業洗浄でも、なかなか難しいのですが、使わないときにふたをすれば、土井さんのほうの実験でも溶剤は何割か飛ぶ量が減る。そういうメリットが出てきて、経済的なメリットがやはり無視できない。

多分、ガソリンスタンドのペーパーリターンだってそうだと思います。これはイニシャルコストはかかるけれども、かなりそういうものは出てきた。その作業環境と経済的メリットは、昨年度、経済産業省がつくったVOC抑制のパフレットにもかなり強くうたわれていましたので、こういうものは積極的に情報を流せば、先ほどからいわれているアウトサイダー——組合に加盟していない、約5割ぐらいいると思いますけれども、そういう事業者もそういうものをどんどんやるようになってくる。

ですから、今後は、VOC抑制対策のメリットの部分、PM2.5の検証ももちろんやっていかなければいけないわけですが、ある意味でのメリットをどんどんアウトサイダーにも流していけるような、先ほどの話を聞いていると、講演会とか講習会などを開いて広くアウトサイダーにも呼びかけているというのはいいことだと思いますので、この辺をもう少し強く訴えていければ、さらにいい方向に行くのではないかと考えています。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

指宿委員、お願いします。

○指宿委員 先ほど東野委員のほうからリスクの話が出て、なかなか大変な話題だなとは思ったのですが、ただ、従来の経緯をみると、有害大気汚染物質のほうが先に取り組まれたんですね。そこで取り組まれたのは、主として、例えば有機塩素化合物とか、そういうかなり毒性が高いと思われる物質について、それを実績に減らそうという取り組みがなされて、それはかなり効果があったと思います。

前にここのワーキンググループでは、それも一緒にご報告があるような仕組みになっていたと思いますが、先ほどのトルエンの話ではないのですけれども、トルエンはその当時が入っていないで、最近になって有害大気汚染物質の中に入って、リスクを減らすという対象になってきて減っていく。有機塩素化合物がどのように減らされたかという、有機塩素化合物は使わないで、普通の有機化合物を使おう、塩素の入っていないものにかえようというのが一番効果があったんですね。これはまさにリスクを減らすためにとられた。

一方で、有機塩素化合物というのはそれほどオゾンをつくる能力はないので、例えば、トルエンなどが増えると、今度はオキシダントが増えて、オキシダントによるリスクというのが増える可能性がある。それが東野委員のご指摘されたことだと思うのですが、この両方をどのようにトータルに評価するかというのは非常に大きな課題で、まさにこれから学会も含めてきちんと取り組んでいくことが重要なと思うのですが、今、岩崎さんからお話があったように、例えば労働環境とか、一般環境に近いところに存在する有害な化学物質あるいはオゾン、これをどのように減らしていくかということを考えればいいのではないかなと思います。

それから、オキシダントの件ですが、この数年の間にどういう高濃度のオゾンがみられたかという解析を始めて、それによると、この数年、かなり減ってきているので、これが人為起源のVOCを減らしたことによるものなのか、あるいは気象条件によるものなのか、

そういうことをこれから明らかにする必要があるだろう。

ただ、もう1つ困った問題は、西日本のほうでは、オキシダントの環境基準がなかなかクリアできない。また、PM2.5の濃度も、九州などで環境基準を超えるエピソードが起こるということで、中国などアジア全体の中でオキシダントですとかPM2.5をどのように解決していくかということを考える必要があるかなと思っています。これは日本の産業界だけではなくて、日本の産業界が逆に中国などでVOCを減らすとか、そういうことを考えていくことも重要なのではないかなと思っています。今後、考えるべきこととして、ご提案したいなと思います。

○安井小委員長 ありがとうございました。私も、もしどなたもおっしゃらなければその話をしようかと思ったのですけれども、本当にどうしたものかなという気がいたします。

では、福間委員、お願いします。

○福間委員 鉄鋼連盟の福間でございます。産業界の立場から今の議論にちょっと加わらせていただければと思いますが、このVOCの議論は、環境法の中で初めて法的規制と自主的取り組みというものを組み合わせて、環境をよくしていこうという取り組みで、画期的なものであると認識してございます。産業界としてもこういう新しい枠組みに対して積極的に頑張ってきたわけであり、その結果として出ているのがこの数字だとも思っております。

東野先生、梶井先生もおっしゃられたことですが、こういった産業界の取り組みが、結果としてどのように社会にプラスになっているのかというところを、今度は国のほうで、あるいは研究者の方々のご努力で明らかにしていただくと、企業としても、単なる運動論ではなくて、モチベーションとして経営者がしっかりと認識できるものが出てくると、さらに企業としてのいい運動環境、投資環境が整っていくのではないかと認識してございます。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、馬奈木委員、どうぞ。

○馬奈木委員 結果としてどういう効果があったかを示すことをやっていくことが大事だと思います。

1つは、先ほどお話ししましたように、実際にあるデータでもやれることは多いですので、対策のコストパフォーマンスであったり、多少の不確実性は大きいにしても、どの範囲で削減できたか、健康影響があったかというレビューをしっかりと定量的に出すというこ

とと、先ほどお話があった、ふたを閉めたりとか蓄熱とか、対策に対してもいろいろなやり方がありますので、そこをケーススタディとして、個々に幾らかかって、それによる効果がどれくらいあったかということをちゃんとまとめて出すことが大事だと思います。

今後、アジアで企業の方々が工場などを展開されていくときに、そのレビュープロセスを含めて大きな社会的貢献があるのではないかと思います。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

江越委員、お願いします。

○江越委員 自動車工業会の江越でございます。今も出ておりましたけれども、効果を実感できる形で出していくということが非常に重要だと思っております、フォローアップについては今後も継続していくということになりますが、今はVOCの総量でやっていますが、今後はどこか重要な成分に絞っていくべきであるとか、いろいろな知見が出てくると、そういう技術開発に進むと思っております。

技術開発が進んで、ステップを踏んでこういう削減が進むと、私どもも塗料で、水性化をしたらぐっと進みましたということがあるのですけれども、そのほかは地道にいろいろ発生しないようにと、その組み合わせでやっていくのですが、ステップを1段階、2段階と下げていくには、それなりのインセンティブがあると取り組みが変わってきますので、そういうものがみえるようにしていくという研究と、その成果の発表が進むと、全体に進んでいくのかなと思います。それは先ほどからも話題になっています参加企業の増加というところにもきつとつながっていくと思いますので、ぜひフォローアップをしながらそういうところを進めていただければと思っております。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 企業の環境の取り組みは、全般にわたるものだと思います。私も、今までの幾つかの意見の中で、大気に関するVOCの評価をきちんとすべきだということは、それはそれで一つだと思いますけれども、余り細かいことをいうよりも、とにかく減らそうというのもいいのではないかと思います。

例えば、企業の自主的取り組みというのは全般的なものでありまして、電気代も減らす、廃棄物も減らす、そういう中でVOCに取り組もうということで、総合的な取り組みが行

われるということが必要であると思います。特に中小企業の場合には、余り難しいことをいうよりは、1人のコンサルタントがそういうところを全般的にみて、「こことこことこを直せば、このぐらい費用が減りますよ」というような、わかりやすい説明も必要ではないかと思います。

残念ながら、ISO14001の取得が非常に減っておりまして、環境マネジメントに対する取り組みは中小企業では若干後退しているのではないかという懸念があります。これは、ある程度雑巾は絞ったし、もっていても費用がかかるというような懸念があるのではないかと思います。

今後は、こういう中小企業の取り組みを進めていく上で、国としての有効な、比較的簡単な指導の方法といいますか、減らすというよりは、こうやれば減るよということをわかりやすく伝える、そういう取り組みが必要ではないかと思います。

環境省では、エコアクション21という中小企業向けのマネジメントシステムをしておりますが、こういう認証をふやすことによる、それから、大企業が取引先にそういう環境マネジメントの全体的な取り組みを進めるということで、大企業から中小企業へのサプライチェーンの中で取り組みを全体的に底上げしていくということが比較的現実的なのではないかと思います。そういう意味で、この自主的取り組みをしている企業がそのサプライチェーンに伝達をするということを私は提案したいと思います。

それから、もう1つ、弁護士会の3会では、「公害・環境なんでも110番」という電話相談をしております。その中で、においに対する苦情というのが市民から寄せられています。例えば、出版社とか塗装会社の近隣の住民の方からの苦情というのもあります。ただ、最近はそのようなものは若干減少している方向にあると思います。むしろ最近多いのは、例えば、非常に香りの強い洗剤とか芳香剤などがかなり販売されておりまして、それによる化学物質過敏症のような苦情が非常に増えています。そういう意味では、大気全体の環境から考えても、製品の側面での取り組みも必要なのではないかと思います。

以上です。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員 水銀に関してもよろしいでしょうか。

○安井小委員長 はい。

○高村委員 ありがとうございます。VOCに関しては、先ほど岩崎委員からおっしゃ

っていただいたことが大変示唆的で、私も、特に対策のメリットをきちんと打ち出して広げていっていただくということについてお願いできればと思いました。

水銀に関してでありますけれども、私の理解が正しいかどうか事務局に確認をしなければいけないのですが、要排出抑制施設という自主的取り組みの対象というのは、大防法が成案になった段階で新規施設について一定の規模以上のものについては排出基準の対象になる、それ以外のものがこの対象になるというすみ分けと理解していますけれども、それでよいかという点が確認事項の1つ目でございます。

2つ目は、基本的にこちらに示してくださっておりますように、これまでのVOCの自主的取り組みのフォーマットですとか——広い意味でのフォーマットですが、それから、手続等々については、一つのたたき台にさせていただいて、要排出抑制施設の自主的取り組みというのをぜひこの委員会で議論をしていただければよいのではないかと考えております。

それで、2つ目の質問でございますが、この自主的取り組みの具体的なやり方のフォーマットというものをどういう形で決めていくスケジュール観かということについてお尋ねをしたいと思っております。

細かな点はむしろフォーマットの議論のところで申し上げればいいことでございますけれども、第3点目ですが、今もVOCに関しては、それぞれの業界が集めてくださった個社さんの情報の全体像を示していただくと同時に、この間、法規制の対象になっているものも内訳を出してくださっていると思うのですが、第1点目の私の理解が正しければですが、全体の水銀排出量とあわせて、排出基準の対象になるものと、それ以外のものについて、このデータの内訳を出していただく形のフォーマットがよいのではないかと考えております。

以上です。

○安井小委員長 お答えができる範囲で、何か。

○関念環境指導室長 では、お答えをさせていただきたいと思います。

委員からのご質問は、新規について要排出抑制施設の対象になるのかという話かと思いますが、まず、規制施設につきましては、資料3—2をご覧くださいと思います。赤い枠の国内における主要排出源ごとの大気排出量ですが、この5つが大気汚染防止法上の規制施設になりまして、新規施設、既存施設とも条約を担保する国内法、大気汚染防止法が新しく施行されたという国会審議が前提ですけれども、後には規制を遵守しなければな

らない施設となっております。

一方で、先ほどご説明申し上げましたけれども、鉄鋼製造施設というのを念頭に置いてありますが、その下の(3)要排出抑制施設というところにつきましては、日本の中では相当程度排出をしているということでもありますので、それに準じた取り組みとして、自主的取り組みを責務として求めていくということでございまして、資料4のほうにかぶってしまったものですから、私のほうからご説明申し上げているところでございますが、こちらの要排出抑制施設の自主的取り組みということも含めて、VOCと並行して、自主的取り組みの状況につきましてご議論いただければと思っております。

具体的にいきますと、参考資料2の7ページに記載しておりますが、これは環境省の審議会の答申でありますけれども、(4)の2つ目のパラグラフで、「他方、附属書Dには掲げられていない施設」——附属書Dというのは先ほどお示した赤で囲った規制対象になる施設のことで、それ以外の施設につきまして、鉄鋼製造施設について記述があるわけですが、その真ん中あたりのところで、「法律上明文化された責務規定を根拠として、自主管理基準の設定、あるいは抑制措置の実施……」ということがございまして、こういったことの検討状況につきまして、法案の国会成立、あるいは条約の担保措置の施行後ということになるかと思いますが、こちらの審議会の場でフォローアップ状況につきまして、大気排出の抑制の取り組みについてご議論いただければと思っております。

お答えになっていきますでしょうか。

○高村委員　済みません、私のほうも今法案をもっておりませんので、確認をいたしますけれども、新規と既設とで、1つはアプローチが異なるのではないかと。いうのと、もう1つは、条約対象のところとそうでない、業態ごとに区分があったと理解をしておりますので、そういう理解でよいかということでございます。

○閑念環境指導室長　新規と既存は、両方とも先ほどの赤い枠の対象施設については、なります。排出基準は若干異なることも想定されますけれども、いずれにしても、担保措置が施行されますと、この赤枠の5つは新規も既存も対象になります。申しわけございません。

それとは別に、鉄鋼製造施設のようなところも自主的取り組みになります。大変失礼しました。

○安井小委員長　またしばらくすると明らかになってくると思いますが。

では、山口様、お願いします。

○山口様（春山委員代理）　　VOCに戻りますけれども、先ほどからVOCに関しては有害性という意味での削減効果、あるいは悪臭という意味での効果がいろいろ出てきましたが、本来はオゾンを下げるということです。本来、VOCのみならず、NOxとの関係も議論しないと、正しい議論はできないのではないかと常々思っていて、これからエコカーが普及して、NOxが減っていく方向に行くでしょうから、NOxとVOCの関係の比によっては、VOCは減ったにもかかわらずオゾンが減るというメカニズムもあるという検討結果も出ていますので、そこも含めて、本当に効果として議論する場合は、NOxとの関係を、どういう編み込みなのかも含めて、環境省のほうにお尋ねして議論していかないと、企業としてはかなりお金をかけて減らしてきたにもかかわらず、効果がみえないということで、日化協の会員としても方向性を疑問視する声が出てきていますので、ぜひトータルでご議論いただければと思います。

○安井小委員長　　隣に専門家がおられますけれども、何かコメントはありますか。

○東野委員　　もう既に指宿委員からも原理については補足いただいたとおりなのですが、確かにそういう問題はございます。現時点では、地域によってそれがかなり違っていて、例えば、関東地方ですと、都心部、湾岸地域というところではVOCの排出量が多いので、VOCを減らすことによるオゾンの低減効果というのはまだ一定程度効果があるとみられていますが、もともとVOCが少ないところでNOxが多いところになると、そうでもなくて、VOCを減らしてもそれほどオゾンは減らず、NOxを減らしたほうが効果的であるということがございます。

ですので、このレベルになってきますと、一律に減らすというのではなくて、この部分を集中的に減らすとか、そういう対策をしていかないと効果的ではないということになってくるかと思しますので、これは今の枠組みから少し進めないと、きめ細かにやっていくのは難しいのかなとは考えています。

○安井小委員長　　ありがとうございました。

では、光成委員、お願いします。

○光成委員　　本委員会での今後の検討事項ということなので、これまで出ていなかったテーマについてご提案させていただきたいと思います。

環境と経済の両立という面で、産業界の非常に大きな問題の1つが土壌汚染かと思うのですが、今、環境省のほうで、2010年の改正からの5年後の改定に向けた議論が始まっておりまして、先ほど委員長からございましたように、日本には自然由来にいろいろな重金

属が各地にあるのですが、こういったものも、今、土壤汚染対策法では対象になっておりまして、諸外国からも、ちょっと個別性の高い規制で、経済的な視点が余り考慮されていない気がし出しております。

私も経済界の方からも産業界の方からもいろいろな課題提起のお話をいただいておりますので、もし可能であれば、こういった検討会の中でもご議論の時間をいただけるといいのかなと思っております。

以上です。

○関念環境指導室長 ありがとうございます。ここの審議会は、今、委員がおっしゃったような土壤などもフィールドに入っていると思っております、産業界のほうからも規制改革のホットラインを通じて、今、委員がおっしゃったような土壤汚染対策法の要件緩和を出されていると承知しております、そういったことも踏まえて、私どもも環境省の担当課と議論を重ねておるところでございますので、また折をみてこの場でそういった議論を紹介させていただければと思っております。

○安井小委員長 ありがとうございました。

では、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 検討事項というよりは、お話を聞いていて、企業のモチベーションの問題なのですけれども、統計的に出てくる数字からのモチベーションの持ち上げ方もあると思いますが、ぜひその数字を説明することによって理解されるというモチベーションの取り方もあると思いますので、国民にしっかりとわかるように説明を積極的にして下さるといふところもお考えいただいて、消費者団体もごきますし、そういうところでの説明もいただければ、環境で消費者は動かないみたいなことをいわれて大変心外な面もごきますけれども、ぜひその数値の中身をもうちょっと説明する機会をもっていただければ、企業のモチベーションも上がってくるのではないかと思いますので、その辺もよろしく願いしたいと思います。

○安井小委員長 企業だけでなく、いろいろな人がちゃんと説明をしなければいけないかと思ひます。消費者団体の方もいらっしゃるので、よろしくおひします。

では、漆原委員、そして村田委員、おひします。

○漆原委員 VOCの排出抑制についてですが、VOCと安全衛生法上の規制対象物質は、必ずしも同じではないですが、ほぼオーバーラップをしているので、職場の労働環境の改善という面からも、ぜひこのフォローアップは継続をしていただければと思ひます。

事業場での対策には、先ほど悪臭のお話もございましたが、プッシュプル換気により濃度を下げるというやり方もありますが、それよりも、排出抑制というほうが環境・職場にも労働者の健康にもより良く、環境の安全性にもプラスだろうと考えます。

そして、アウトサイダー対策としては、自主的取り組みを実施している企業に対する何かのメリットがあれば、アウトサイダーの事業者がそれに取り組むことにもつながると思いますので、インセンティブを付与するなにより、カバー率を上げていただければと思います。

また、水銀についてですが、現状では水銀は有価物として輸出入されています。仮に条約が発効して輸出入が制限されると、これまで有価物として取引されていたから、回収した水銀を管理して販売することができたのですが、それが販売できなくなったときに、違法に投棄されるとか、先ほど土壤汚染の話もありましたが、そういった汚染につながらないような抑制策を実施して、手元に残った水銀をどう管理をして、あるいは廃棄をきちんとしたかというチェック体制が重要だと考えます。まだ条約が発効しておりませんが、よりよい管理のあり方について、一言発言させていただきました。

○安井小委員長　重要なご指摘をいただきました。

答えは難しいかもしれませんが、ありますか。

○高砂環境指導室補佐　先ほどの資料３―１の法律案の概要の中で、ご指摘の貯蔵についても、(6)で、定期的な報告を求められることになりますので、予備軍といいますか、おっしゃるように、今は有価物だけれども、今後必要なくなると、これはごみとなり廃棄物になりますので、無化物になってしまいますから、廃棄物処理法に則ってしっかり処理することをしなければいけないということです。そのための貯蔵がどれくらいされているかというのは、この報告によって押さえるということになっていきますので、環境省さんもしっかり考えておられるということだと思います。

○安井小委員長　ありがとうございました。

今おっしゃっていただいたことも重要だと思うもう１つの点がございまして、労働環境、アウトサイダーというと、どうしても大阪の胆管がん事件を思い出してしまうのですね。ああいったものを再現させないという仕組みや、何かうまいことやらなければいけなくて、このあたりの対策もなかなか知恵がないのですけれども、少なくとも有害物ではないとして新しいものを売り込むような商売、実をいうとちゃんとリスク評価がされていないというようなものが売り込まれてしまうということをどうやって抑えるか。それがちゃんとリ

スク評価されていればいいのですが、されていないから危険性がわかっていないものは安全だといってしまうということを何とかしなければいけないのだろうと、個人的には思っております。

済みません、余分でございます。

では、村田委員、お願いします。

○村田委員　水銀の大気排出抑制に関する部分の質問とコメントです。

質問は、今の排出や使用の状況のもとで、リスクという話が先ほどから出ておりますけれども、どの辺にどういったリスクがあるのかという現状がわかっているかどうか1つです。もしその辺がまだないとしたら、VOCのほうはいろいろな化合物が対象で、NOxとの関係で、オキシダントの効果というところで、例えば、リスク評価にしても非常に難しい面があるということがお聞きしてわかったのですが、水銀に関しては、古典的な有害物質ですし、もしリスク評価が余り包括的になされていないのだったら、今後、こういった対策に取り組んでいく中では、ある程度リスク評価と並行してやってみて、どの対策をとっていくとより効果的かというあたりで自主的取り組みもやってみると、より効果的に進んでいくのではないかと思います。

以上です。

○安井小委員長　何かお答えがあれば。

○高砂環境指導室補佐　水銀のリスクということでございますが、大気排出の中で、環境基準ではないのですが、指針値というのがありまして、着地濃度みたいなものを決めているのですが、それよりも今は相当少ないレベルにあります。そういう意味では、日本において水銀が大気に排出されることによる健康被害というのはなかなか考えにくいのではないかと、経産省としてはそう考えております。

全世界的には、気体になると随分遠くまで飛ぶということが言われており、そういうリスクはあるのではないかというのは、国連環境計画などでは言われているようです。中環審の先生方はそういうことをご発言されている先生もいらっしまして、世界的には大気中を回って、北極とか南極などで着地するみたいなことがどうもあるということのようです。

(4) その他

○安井小委員長　　まだまだ議論は尽きないと思いますが、その他の議題が実はあったのでございますけれども、時間がなくなりましたので省略をさせていただこうと思いますが、事務局はそれでよろしいですか。

それでは、本日はいろいろご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。事務局から、次回についての情報提供などをお願いします。

閉 会

○閑念環境指導室長　　ご挨拶がおくれまして、失礼いたしました。環境指導室の室長の閑念と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、さまざまな高い視座からご意見をいただきまして、ありがとうございました。きょうご議論いただきました検討事項に従いまして、引き続き、我々は議論を進めてまいりたいと考えております。また、宿題としていただいた点につきましては、次の審議会等々の場におきまして、適宜、ご回答できればと考えております。

引き続き、VOCの自主的取り組みのフォローアップ、そして、本日ご了解いただいた水銀の自主的取り組みを求められているところのフォローアップ、これについても新たに検討を加えていきたいと思っております。

また、委員からご指摘いただきました土壌、あるいは水といった、ここではまだ取り上げていないような部分につきましても、適宜、またご報告あるいはご紹介、ご議論いただければ幸いです。

次回の具体的な開催の時期につきましては、また追ってご連絡をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○安井小委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

——了——